

**行政法** (配点 40 点)

**【出題趣旨】**

設問 1 は、取消訴訟における狭義の訴えの利益の有無に関する判例（最判昭和 59 年 10 月 26 日民集 38 卷 10 号 1169 頁〔仙台市建築確認取消請求事件・ケースブック行政法（第 7 版）13—4〕）の理解を問う問題である。

最高裁は、建築確認の取消訴訟の係属中に建築工事が完了した場合、建築確認の取消しを求める狭義の訴えの利益は消滅すると判示している。この判決では、建築確認は、それを受けなければ建築工事をすることができないという法的効果を与えるにすぎないこと、工事完了後の検査済証の交付や違反是正命令の発動と、建築確認とは法的に連動していないことが示されている。上記の点について、建築基準法の条文を示しながら論じることができるかがポイントである。

設問 2 は、建築確認の取消訴訟の提起と同時に、処分の効力の執行停止（行訴法 25 条 2 項）を申し立てることを問うものである。

以上